

# 四 半 期 報 告 書

(第132期第2四半期)

自 平成20年7月1日

至 平成20年9月30日

株式会社住友倉庫

(E04285)

- 1 本書は金融商品取引法第24条の4の7第1項に基づく四半期報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して、平成20年11月12日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものである。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書を末尾に綴じ込んでいる。

# 目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【経営上の重要な契約等】	6
3 【財政状態及び経営成績の分析】	6
第3 【設備の状況】	8
第4 【提出会社の状況】	9
1 【株式等の状況】	9
(1) 【株式の総数等】	9
(2) 【新株予約権等の状況】	9
(3) 【ライツプランの内容】	14
(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	14
(5) 【大株主の状況】	15
(6) 【議決権の状況】	16
2 【株価の推移】	16
3 【役員の状況】	16
第5 【経理の状況】	17
1 【四半期連結財務諸表】	18
(1) 【四半期連結貸借対照表】	18
(2) 【四半期連結損益計算書】	20
(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】	22
2 【その他】	28
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	29

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年11月12日

【四半期会計期間】 第132期第2四半期（自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）

【会社名】 株式会社 住友倉庫

【英訳名】 The Sumitomo Warehouse Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 社長 安部 正一

【本店の所在の場所】 大阪市西区川口二丁目1番5号

【電話番号】 大阪06（6581）1183（代表）

【事務連絡者氏名】 経理部主計課長 星野 公彦

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区新川二丁目27番1号

【電話番号】 東京03（3297）2512（代表）

【事務連絡者氏名】 経理部東京経理課長 兼森 章司

【縦覧に供する場所】 株式会社 住友倉庫神戸支店  
（神戸市中央区江戸町85番地1）  
株式会社 住友倉庫東京支店  
（東京都港区芝大門二丁目5番5号）  
株式会社 住友倉庫横浜支店  
（横浜市中区山下町22番地）  
株式会社 住友倉庫名古屋支店  
（名古屋市東区東桜一丁目9番29号）  
株式会社 東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）  
株式会社 大阪証券取引所  
（大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第132期 第2四半期 連結累計期間	第132期 第2四半期 連結会計期間	第131期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日	自平成20年 7月1日 至平成20年 9月30日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
営業収益（百万円）	69,542	35,444	137,732
経常利益（百万円）	4,344	1,947	9,194
四半期（当期）純利益（百万円）	2,292	796	5,230
純資産額（百万円）	—	120,683	124,712
総資産額（百万円）	—	240,750	240,392
1株当たり純資産額（円）	—	627.39	629.78
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	12.23	4.29	27.02
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	12.17	4.27	26.88
自己資本比率（%）	—	48.3	50.1
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	5,032	—	9,826
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△6,193	—	△12,962
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	3,081	—	565
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（百万円）	—	13,480	11,718
従業員数（人）	—	3,892	3,652

（注）1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。

2. 上記の営業収益には、消費税等は含まれていない。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はない。また、物流事業及び不動産事業の両セグメントに携わっている主要な関係会社の異動はない。

## 3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はない。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数（人）	3,892 [457]
---------	-------------

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は[ ]内に平均人員を外数で記載している。

### (2) 提出会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数（人）	737
---------	-----

(注) 従業員数は就業人員である。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

当社及び連結子会社の当第2四半期連結会計期間における事業の種類別セグメント毎の営業収益内訳及び主要業務の取扱高等を示すと、次のとおりである。

#### (1) 事業の種類別セグメント毎の営業収益内訳

内訳	当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)
物流事業	32,872百万円
（倉庫収入）	(4,889)
（港湾運送収入）	(9,923)
（国際輸送収入）	(8,364)
（陸上運送ほか収入）	(9,693)
不動産事業	2,646
（不動産事業収入）	(2,646)
計	35,518
セグメント間内部営業収益	△73
純営業収益	35,444

#### (2) 事業の種類別セグメント毎の主要業務の取扱高等

##### ① 物流事業

##### (イ) 倉庫業

##### 1) 保管用面積

内訳	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日現在)
所有庫	776,395㎡
借庫	286,871
計	1,063,266
貸庫	445,812
差引実際保管用面積	617,454

##### 2) 入出庫高及び保管残高

区分	当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	
入庫高	661千トン	
出庫高	652	
保管残高	期末	449
	期中平均	443

3) 貨物回転率 (月平均)

区分	当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)
数量	49.1%

(注) 貨物回転率 =  $\frac{\text{出庫高 (月平均)}}{\text{平均保管残高}} \times 100$

(ロ) 港湾運送業  
事業別取扱数量

区分	当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)
沿岸荷役	731千トン
一般荷捌	2,266
コンテナ荷捌	10,003
船内荷役	280

(ハ) 国際輸送業  
取扱数量

区分	当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)
国際輸送	2,132千トン

② 不動産事業  
不動産賃貸面積

区分	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日現在)
賃貸ビル	243,918m <sup>2</sup>

## 2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約等はない。

## 3 【財政状態及び経営成績の分析】

### (1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間におけるわが国経済は、米国に端を発した金融市場の混乱が世界経済に波及し、海外経済停滞に伴う輸出の減少や設備投資減少の傾向が見られるなど、景気後退の様相を強めてきた。

このような情勢のもとで、当社グループは、物流事業では配送センター業務の強化を図る一方、不動産事業では、大阪市西区の商業用建物の建設を進めるなど、積極的な事業活動を展開してきた。

この結果、当第2四半期連結会計期間は、営業収益は354億4千4百万円、営業利益は20億3千万円、経常利益は19億4千7百万円となった。四半期純利益は、特別損失として投資有価証券評価損等を計上した結果、7億9千6百万円となった。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりである。

#### ①物流事業

倉庫収入は、前連結会計年度に稼働した新規施設の寄与等があり、48億8千9百万円となった。港湾運送収入は、コンテナ荷捌が中国、中近東向輸出取扱いを中心に堅調に推移したことや中国航路における新規取扱等により、99億2千3百万円となった。国際輸送収入は、航空貨物の取扱いが堅調に推移したこと等から、83億6千4百万円となった。陸上運送ほか収入は、96億9千3百万円となった。

以上の結果、物流事業全体の営業収益は328億7千2百万円となり、前連結会計年度に稼働した新規施設の寄与等により、営業利益は15億9千2百万円となった。

#### ②不動産事業

不動産事業では、賃貸ビルの料金改定や当第2四半期連結会計期間に稼働した商業施設の寄与等により、営業収益は26億4千6百万円、営業利益は15億3千3百万円となった。

- (注) 1. 上記の事業の種類別セグメントの営業収益には、セグメント間の内部営業収益7千3百万円を含んでいる。  
2. 上記の事業の種類別セグメントの営業利益は、配賦不能営業費用10億9千4百万円控除前の利益である。

所在地別セグメントの業績は、次のとおりである。

#### ①日本

国内では、前連結会計年度に稼働した新規施設の寄与等により、営業収益は320億8千3百万円、営業利益は29億6百万円となった。

#### ②その他の地域

その他の地域では、営業収益は49億3千6百万円、営業利益は2億1千8百万円となった。

- (注) 1. 上記の所在地別セグメントの営業収益には、セグメント間の内部営業収益15億7千5百万円を含んでいる。  
2. 上記の所在地別セグメントの営業利益は、配賦不能営業費用10億9千4百万円控除前の利益である。

### (2) キャッシュ・フローの状況

#### ①営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益及び減価償却による内部資金の留保等により38億8千4百万円の収入となった。

#### ②投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得等により16億7千3百万円の支出となった。

#### ③財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入金の返済や自己株式の取得等により10億6千2百万円の支出となった。

当第2四半期連結会計期間の連結キャッシュ・フローは、以上の結果に現金及び現金同等物に係る換算差額を加えた結果、14億3百万円の増加となり、現金及び現金同等物の当第2四半期連結会計期間末の残高は、134億8千万円となった。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社及び連結子会社が対処すべき課題について、重要な変更及び新たに生じた課題はない。

(4) 研究開発活動

該当事項はない。

### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はない。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はない。

当第2四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設について完了したものは、次のとおりである。

(不動産事業)

当社において、大阪市西区の商業用建物のうち1棟（地上2階建、延967㎡）が平成20年7月に竣工した。

当第2四半期連結会計期間において、大阪府中央区の賃貸ビル（当社、不動産事業）の建設計画に着手している。なお、投資総額、工期等の詳細については、現在検討中である。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	395,872,000
計	395,872,000

##### ②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年11月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	195,936,231	195,936,231	東京証券取引所 市場第一部 大阪証券取引所 市場第一部	—
計	195,936,231	195,936,231	—	—

(注) 提出日現在発行数には、平成20年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権付社債に付された新株予約権の権利行使により発行される株式数は含まれていない。

#### (2)【新株予約権等の状況】

##### ①会社法に基づく新株予約権

2006年度ストックオプション新株予約権(平成19年3月1日発行)

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	125
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	125,000 (1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき986
新株予約権の行使期間	平成21年2月14日～平成29年2月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 986 資本組入額 493(注)1
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注) 1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。

2. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、

それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数（株）」に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額（円）」で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(ア) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(イ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)記載の資本金等増加限度額から上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧新株予約権の取得条項

下記(注)3.の新株予約権の取得条項に準じて決定する。

⑨その他の新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

3. 新株予約権の取得条項

以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2007年度ストックオプション新株予約権（平成19年12月17日発行）

	第2四半期会計期間末現在 （平成20年9月30日）
新株予約権の数（個）	125
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	125,000 （1個につき1,000株）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株につき618
新株予約権の行使期間	平成21年11月30日～平成29年11月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 618 資本組入額 309（注）1
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）2

（注）1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。

2. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針  
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数（株）」に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額（円）」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（ア）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

（イ）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（ア）記載の資本金等増加限度額から上記（ア）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧新株予約権の取得条項

下記（注）3. の新株予約権の取得条項に準じて決定する。

⑨その他の新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

3. 新株予約権の取得条項

以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2008年度ストックオプション新株予約権（平成20年9月16日発行）

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数（個）	150
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	150,000 (1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株につき434
新株予約権の行使期間	平成22年8月30日～平成30年8月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 434 資本組入額 217（注）1
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）2

（注）1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。

2. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数(株)」に準じて決定する。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額(円)」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - (ア) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
  - (イ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)記載の資本金等増加限度額から上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧新株予約権の取得条項  
下記(注)3.の新株予約権の取得条項に準じて決定する。
- ⑨その他の新株予約権の行使の条件  
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

### 3. 新株予約権の取得条項

以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- ③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

②旧商法に基づく新株予約権付社債

2009年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（平成16年3月29日発行）

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	450
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	965,665
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき466
新株予約権の行使期間	平成16年4月13日から平成21年3月13日(本社債が平成21年3月13日より前に繰上償還される場合には、当該償還日の3銀行営業日前の日)の営業終了時(預託地時間)までとする。但し、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、本新株予約権の行使請求期間は、期限の利益の喪失時までとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 466 資本組入額 233
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡制限はない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)
新株予約権付社債の残高(百万円)	450

(注) 当社が他の会社の完全子会社となる場合の繰上償還

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、法律上可能であり、かつ、実務的に実行可能である場合には、当社は、信託証券の変更等の措置を講ずることにより、各本新株予約権付社債所持人が、本新株予約権を行使することができ、かつ、その行使により株式交換又は株式移転の効力発生の直前に本新株予約権の行使の請求を行ったとすれば受け取るべき数の当社普通株式を有する当社株主が株式交換又は株式移転により受け取ることができる種類及び数の株式並びにその他の有価証券及び資産を受け取ることが可能となるよう最善の努力を尽くすものとする。

かかる仕組みが、(i) 法律上可能でなく、かつ、実務的でない場合、又は、(ii) 法律上可能であり、かつ、実務的であるが、当社が最善の努力を尽くしても上記の仕組みを策定出来ない場合には、当社はその選択により、当該株式交換又は株式移転の効力発生日に先立って、本新株予約権付社債所持人に対し、償還日から30日以上60日以内の本新株予約権付社債要項所定の事前通知を行った上で、本社債の全部(一部は不可)を繰上償還することができる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はない。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
平成20年7月1日～ 平成20年9月30日	—	195,936,231	—	21,822	—	18,655

## (5) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
住友不動産株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号	15,708	8.02
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	10,506	5.36
大和ハウス工業株式会社	大阪市北区梅田三丁目3番5号	10,000	5.10
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	8,292	4.23
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	5,899	3.01
住友信託銀行株式会社	大阪市中央区北浜四丁目5番33号	5,081	2.59
ビービーエイチ ルクス ファイデリティ ファンズ ジャパン ファンド (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行 決済事業部)	KANSALLIS HOUSE, PLACE DE L'ETOILE, L-1021 LUXEMBOURG (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	4,879	2.49
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会 社(信託口4G)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	4,372	2.23
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	3,591	1.83
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	3,550	1.81
計	—	71,880	36.69

- (注) 1. 当社は、自己株式10,463,130株を保有しているが、上記の大株主から除外している。
2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)の所有株式は、すべて信託業務に係るものである。
3. フィデリティ投信株式会社及びその共同保有者であるエフエムアール エルエルシー(FMR LLC)から平成20年9月22日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成20年9月15日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨の報告を受けたが、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況には含めていない。なお、その大量保有報告書(変更報告書)に基づく、所有株式数及び発行済株式総数に対する所有株式数の割合は以下のとおりである。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
フィデリティ投信株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号	10,346	5.28
エフエムアール エルエルシー (FMR LLC)	82 DEVONSHIRE STREET, BOSTON, MASSACHUSETTS 02109, USA	1,000	0.51
計	—	11,346	5.79

## (6) 【議決権の状況】

### ① 【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 10,484,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 184,685,000	184,685	—
単元未満株式	普通株式 767,231	—	一単元 (1,000株) 未満の株式
発行済株式総数	195,936,231	—	—
総株主の議決権	—	184,685	—

(注) 1. 「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が18,000株 (議決権18個) 含まれている。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、住和港運株式会社所有の相互保有株式200株及び当社所有の自己株式130株が含まれている。

### ② 【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社住友倉庫	大阪市西区川口二丁目1番5号	10,463,000	—	10,463,000	5.34
住和港運株式会社	大阪市西区安治川二丁目1番11号	21,000	—	21,000	0.01
計	—	10,484,000	—	10,484,000	5.35

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高 (円)	533	562	572	510	470	441
最低 (円)	457	483	493	448	398	371

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものである。

## 3 【役員】の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、この四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はない。

## 第5【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成している。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けている。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	14,804	12,916
受取手形及び売掛金	18,373	18,042
有価証券	59	59
販売用不動産	222	283
仕掛販売用不動産	2	2
仕掛品	95	—
繰延税金資産	1,075	995
その他	4,009	3,373
貸倒引当金	△97	△109
流動資産合計	38,544	35,563
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※1 69,955	※1 64,478
機械装置及び運搬具（純額）	※1 4,693	※1 3,378
工具、器具及び備品（純額）	※1 678	※1 659
土地	46,334	46,067
建設仮勘定	1,066	7,379
その他（純額）	※1 7	—
有形固定資産合計	122,736	121,964
無形固定資産		
のれん	2,585	2,747
借地権	3,592	3,575
ソフトウェア	815	338
その他	2,110	2,440
無形固定資産合計	9,103	9,102
投資その他の資産		
投資有価証券	62,972	66,436
長期貸付金	825	598
繰延税金資産	215	205
その他	6,601	6,791
貸倒引当金	△248	△268
投資その他の資産合計	70,365	73,762
固定資産合計	202,205	204,828
資産合計	240,750	240,392

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び営業未払金	10,502	10,210
短期借入金	11,730	10,741
1年内償還予定の社債	450	450
未払法人税等	1,817	2,300
賞与引当金	1,591	1,512
その他	5,683	6,640
流動負債合計	31,776	31,855
固定負債		
長期借入金	53,852	47,745
繰延税金負債	16,710	18,206
退職給付引当金	3,209	3,305
役員退職慰労引当金	72	85
長期預り金	13,571	13,556
その他	874	923
固定負債合計	88,290	83,824
負債合計	120,066	115,679
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	21,822	21,822
資本剰余金	19,178	19,178
利益剰余金	63,526	62,179
自己株式	△6,118	△3,114
株主資本合計	98,409	100,067
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	17,915	19,998
繰延ヘッジ損益	18	24
為替換算調整勘定	16	352
評価・換算差額等合計	17,950	20,375
新株予約権	64	51
少数株主持分	4,260	4,217
純資産合計	120,683	124,712
負債純資産合計	240,750	240,392

(2) 【四半期連結損益計算書】  
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
営業収益	
倉庫収入	9,771
港湾運送収入	19,563
国際輸送収入	15,707
陸上運送収入	13,858
物流施設賃貸収入	2,701
不動産賃貸収入	4,964
その他	2,975
営業収益合計	69,542
営業原価	
作業諸費	41,378
人件費	8,410
賃借料	4,015
租税公課	1,214
減価償却費	3,002
その他	3,900
営業原価合計	61,921
営業総利益	7,620
販売費及び一般管理費	
給料手当及び福利費	1,918
賞与引当金繰入額	376
退職給付費用	125
のれん償却額	162
その他	1,173
販売費及び一般管理費合計	3,756
営業利益	3,864
営業外収益	
受取利息及び配当金	783
持分法による投資利益	92
その他	140
営業外収益合計	1,015
営業外費用	
支払利息	451
その他	83
営業外費用合計	534
経常利益	4,344
特別損失	
固定資産除却損	29
減損損失	67
投資有価証券評価損	215
特別損失合計	312
税金等調整前四半期純利益	4,032
法人税、住民税及び事業税	1,715
法人税等調整額	△122
法人税等合計	1,592
少数株主利益	147
四半期純利益	2,292

## 【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第2四半期連結会計期間	
(自 平成20年7月1日	
至 平成20年9月30日)	
営業収益	
倉庫収入	4,889
港湾運送収入	9,923
国際輸送収入	8,364
陸上運送収入	6,866
物流施設賃貸収入	1,356
不動産賃貸収入	2,498
その他	1,544
営業収益合計	<u>35,444</u>
営業原価	
作業諸費	21,075
人件費	4,291
賃借料	2,019
租税公課	496
減価償却費	1,610
その他	2,034
営業原価合計	<u>31,527</u>
営業総利益	<u>3,916</u>
販売費及び一般管理費	
給料手当及び福利費	980
賞与引当金繰入額	183
退職給付費用	65
のれん償却額	81
その他	575
販売費及び一般管理費合計	<u>1,885</u>
営業利益	<u>2,030</u>
営業外収益	
受取利息及び配当金	46
持分法による投資利益	44
その他	94
営業外収益合計	<u>186</u>
営業外費用	
支払利息	235
その他	33
営業外費用合計	<u>269</u>
経常利益	<u>1,947</u>
特別損失	
固定資産除却損	29
減損損失	67
投資有価証券評価損	174
特別損失合計	<u>271</u>
税金等調整前四半期純利益	<u>1,676</u>
法人税、住民税及び事業税	1,084
法人税等調整額	△291
法人税等合計	<u>793</u>
少数株主利益	<u>87</u>
四半期純利益	<u>796</u>

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第2四半期連結累計期間  
 (自 平成20年4月1日  
 至 平成20年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	4,032
減価償却費	3,121
減損損失	67
のれん償却額	162
引当金の増減額 (△は減少)	△107
受取利息及び受取配当金	△783
支払利息	451
持分法による投資損益 (△は益)	△92
有形固定資産除却損	29
投資有価証券評価損益 (△は益)	215
売上債権の増減額 (△は増加)	△457
仕入債務の増減額 (△は減少)	340
その他	△47
小計	6,932
利息及び配当金の受取額	778
利息の支払額	△413
法人税等の支払額	△2,264
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,032
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△437
定期預金の払戻による収入	351
有形固定資産の取得による支出	△5,020
有形固定資産の売却による収入	18
無形固定資産の取得による支出	△670
投資有価証券の取得による支出	△82
貸付けによる支出	△315
貸付金の回収による収入	29
その他	△65
投資活動によるキャッシュ・フロー	△6,193
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	5,056
短期借入金の返済による支出	△4,225
長期借入れによる収入	7,400
長期借入金の返済による支出	△1,132
自己株式の取得による支出	△3,007
配当金の支払額	△957
その他	△52
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,081
現金及び現金同等物に係る換算差額	△159
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	1,761
現金及び現金同等物の期首残高	11,718
現金及び現金同等物の四半期末残高	13,480

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更</p> <p>棚卸資産</p> <p>通常の販売目的で保有する棚卸資産については、従来、主として個別法による原価法によっていたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定している。</p> <p>これによる当第2四半期連結累計期間の損益への影響は軽微である。</p> <p>(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っている。</p> <p>これによる当第2四半期連結累計期間の損益への影響は軽微である。</p> <p>(3) リース取引に関する会計基準の適用</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっている。</p> <p>また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。</p> <p>これによる当第2四半期連結累計期間の損益への影響は軽微である。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用している。</p>

【簡便な会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	<p>当第2四半期連結会計期間末の貸倒実績率が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと見込まれるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定している。</p>
2. 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	<p>繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度決算において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっている。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
税金費用の計算	一部の連結子会社においては、税金費用の計算にあたり、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算し、法人税等調整額は、「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示している。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)																												
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は114,889百万円である。</p> <p>2 保証債務 当社及び連結子会社は、下記会社等の銀行からの借入金に対し債務保証を行っている。</p> <table> <tr> <td>㈱ワールド流通センター</td> <td>976百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱神戸港国際流通センター</td> <td>786百万円</td> </tr> <tr> <td>横浜シャーシターミナル協同組合</td> <td>377百万円</td> </tr> <tr> <td>大阪港総合流通センター(株)</td> <td>173百万円</td> </tr> <tr> <td>青海流通センター(株)</td> <td>172百万円</td> </tr> <tr> <td>夢洲コンテナターミナル(株)</td> <td>64百万円</td> </tr> <tr> <td>武漢万友通物流有限公司</td> <td>21百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,573百万円</td> </tr> </table> <p>このほかに従業員の住宅資金銀行借入に対し、総額495百万円の保証を行っている。</p>	㈱ワールド流通センター	976百万円	㈱神戸港国際流通センター	786百万円	横浜シャーシターミナル協同組合	377百万円	大阪港総合流通センター(株)	173百万円	青海流通センター(株)	172百万円	夢洲コンテナターミナル(株)	64百万円	武漢万友通物流有限公司	21百万円	計	2,573百万円	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は112,450百万円である。</p> <p>2 保証債務 当社及び連結子会社は、下記会社等の銀行からの借入金に対し債務保証を行っている。</p> <table> <tr> <td>㈱ワールド流通センター</td> <td>1,032百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱神戸港国際流通センター</td> <td>828百万円</td> </tr> <tr> <td>横浜シャーシターミナル協同組合</td> <td>345百万円</td> </tr> <tr> <td>大阪港総合流通センター(株)</td> <td>180百万円</td> </tr> <tr> <td>青海流通センター(株)</td> <td>178百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,565百万円</td> </tr> </table> <p>このほかに従業員の住宅資金銀行借入に対し、総額541百万円の保証を行っている。</p>	㈱ワールド流通センター	1,032百万円	㈱神戸港国際流通センター	828百万円	横浜シャーシターミナル協同組合	345百万円	大阪港総合流通センター(株)	180百万円	青海流通センター(株)	178百万円	計	2,565百万円
㈱ワールド流通センター	976百万円																												
㈱神戸港国際流通センター	786百万円																												
横浜シャーシターミナル協同組合	377百万円																												
大阪港総合流通センター(株)	173百万円																												
青海流通センター(株)	172百万円																												
夢洲コンテナターミナル(株)	64百万円																												
武漢万友通物流有限公司	21百万円																												
計	2,573百万円																												
㈱ワールド流通センター	1,032百万円																												
㈱神戸港国際流通センター	828百万円																												
横浜シャーシターミナル協同組合	345百万円																												
大阪港総合流通センター(株)	180百万円																												
青海流通センター(株)	178百万円																												
計	2,565百万円																												

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)								
<p>現金及び現金同等物の当第2四半期連結累計期間末残高と当第2四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>(平成20年9月30日現在)</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>14,804百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヵ月を超える定期預金</td> <td>△1,383百万円</td> </tr> <tr> <td>容易に換金可能で価値変動リスクの 僅少な公社債投資信託(有価証券)</td> <td>59百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>13,480百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	14,804百万円	預入期間が3ヵ月を超える定期預金	△1,383百万円	容易に換金可能で価値変動リスクの 僅少な公社債投資信託(有価証券)	59百万円	現金及び現金同等物	13,480百万円
現金及び預金勘定	14,804百万円							
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	△1,383百万円							
容易に換金可能で価値変動リスクの 僅少な公社債投資信託(有価証券)	59百万円							
現金及び現金同等物	13,480百万円							

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 195,936千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 10,471千株

3. 新株予約権の四半期連結会計期間末残高

ストック・オプションとしての新株予約権 提出会社(親会社) 64百万円

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	956	5	平成20年3月31日	平成20年6月27日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年11月7日 取締役会	普通株式	927	5	平成20年9月30日	平成20年12月10日	利益剰余金

5. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成20年5月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議し、当第2四半期連結累計期間に2,999百万円(5,770,000株)の自己株式を取得した。この結果、当第2四半期連結会計期間末において、自己株式は6,118百万円となっている。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

	物流事業 (百万円)	不動産事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益					
①外部顧客に対する営業収益	32,867	2,577	35,444	—	35,444
②セグメント間の内部営業収益 又は振替高	5	68	73	(73)	—
計	32,872	2,646	35,518	(73)	35,444
営業利益	1,592	1,533	3,125	(1,094)	2,030

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	物流事業 (百万円)	不動産事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益					
①外部顧客に対する営業収益	64,454	5,087	69,542	—	69,542
②セグメント間の内部営業収益 又は振替高	5	93	98	(98)	—
計	64,459	5,181	69,640	(98)	69,542
営業利益	2,955	3,071	6,027	(2,163)	3,864

(注) 事業区分の方法は、当社及び連結子会社が経営管理上採用している区分によっており、各区分に属する主要な業務は次のとおりである。

物流事業……………倉庫、港湾運送、国際輸送、陸上運送等の各業務

不動産事業……………事務所及び土地等の賃貸、管理業務

【所在地別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間（自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）

	日本 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益					
①外部顧客に対する営業収益	31,868	3,576	35,444	—	35,444
②セグメント間の内部営業収益又は振替高	215	1,360	1,575	(1,575)	—
計	32,083	4,936	37,019	(1,575)	35,444
営業利益	2,906	218	3,125	(1,094)	2,030

当第2四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

	日本 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益					
①外部顧客に対する営業収益	62,904	6,638	69,542	—	69,542
②セグメント間の内部営業収益又は振替高	477	2,596	3,073	(3,073)	—
計	63,381	9,234	72,616	(3,073)	69,542
営業利益	5,603	424	6,027	(2,163)	3,864

- (注) 1. 国又は地域の区分は、主な国又は地域のそれぞれの属する営業収益及び資産の金額が少額のため、その他の地域で一括して記載している。  
 2. 日本以外の区分に属する主な国又は地域  
 その他の地域・・・アジア、ヨーロッパ、北米

【海外営業収益】

当第2四半期連結会計期間（自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）

	その他の地域	計
①海外営業収益（百万円）	3,576	3,576
②連結営業収益（百万円）	—	35,444
③連結営業収益に占める海外営業収益の割合（%）	10.1	10.1

- (注) 1. 海外営業収益は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における営業収益である。  
 2. 国又は地域の区分は、主な国又は地域のそれぞれの属する営業収益の金額が少額のため、その他の地域で一括して記載している。  
 3. その他の地域に属する主な国又は地域・・・アジア、ヨーロッパ、北米  
 4. 海外営業収益の合計が連結営業収益の10%以上となったため、海外営業収益を記載している。

当第2四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

海外営業収益が連結営業収益の10%未満のため、記載を省略している。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	627.39円	1株当たり純資産額	629.78円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	12.23円	1株当たり四半期純利益金額	4.29円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	12.17円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	4.27円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	2,292	796
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	2,292	796
期中平均株式数(千株)	187,420	185,466
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	965	965
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
当社は平成20年11月7日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議した。 (1)自己株式の取得を行う理由 経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため。 (2)取得に係る事項の内容 ①取得対象株式の種類：当社普通株式 ②取得しうる株式の総数：8,400,000株 (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合4.53%) ③株式の取得価額の総額：30億円(上限) ④取得期間：平成20年11月14日から平成21年3月24日まで

2【その他】

平成20年11月7日開催の取締役会において、平成20年9月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主又は登録質権者に対し、次のとおり中間配当金を支払うことを決議した。

中間配当金の総額 927,365,505円

1株当たりの額 5円

支払請求権の効力発生日ならびに支払開始日 平成20年12月10日

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月12日

株式会社住友倉庫

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 後藤 研了 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 前田 徹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社住友倉庫の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的な手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社住友倉庫及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年11月7日開催の取締役会において自己株式取得に係る事項を決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管している。  
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。